

第九回 参議院 商工委員会 會議録 第二一号

昭和六十二年八月二十日(木曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大木 浩君
理事 下条進一郎君
前田 勲男君
福岡 知之君
市川 正一君

委員 佐藤栄佐久君
杉元 恒雄君
中曾根弘文君
降矢 敬義君
松浦 孝治君
松尾 官平君
松岡満壽男君
向山 一人君
梶原 敬義君
小山 一平君
本岡 昭次君
伏見 康治君
矢原 秀男君
井上 計君
木本平八郎君

衆議院議員

商工委員長 佐藤 信二君

政府委員

資源エネルギー庁長官 浜岡 平一君
資源エネルギー庁公益事業部長 植松 敏君

事務局側

常任委員会専門員 野村 静二君

本日の會議に付した案件

○電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院商工委員長佐藤信二君から趣旨説明を聴取いたします。佐藤君。

○衆議院議員(佐藤信二君) 電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現在、一般家庭等に設置される一般用電気工作物の保安の確保につきましては、その電気工事を電気工事士に義務づけた電気工事士法が昭和三十五年に制定されており、また、一般用電気工作物に係る電気工事業務を営む者に登録等を課した電気工事業務の適正化に関する法律が昭和四十五年に制定されております。両法律は、一般用電気工作物の保安レベルの向上に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、これら両法律の規制対象となっていないビル、工場等に設置される自家用電気工作物の現状を見ますと、電気工事段階における不備が主要な原因の一つとなつて多くの事故が発生しているのみならず、それが広範囲な停電を誘発する事態を招いております。

このような事態を放置することは、高度情報化社会を迎え、極めて高い質の電気供給を必要とする我が国経済社会にとって重大な問題であり、早

急な対応が強く要請されているところであります。

本案は、このような事態に対処して、自家用電気工作物の工事段階での保安を抜本的に強化し、事故を未然に防止することを目的とするものでありまして、一般用電気工作物の場合と同様に、自家用電気工作物の電気工事についても、これを電気工事士等に義務づける等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、電気工事士法については、第一に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者を限定し、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者は、第一種電気工事士その他の有資格者でなければならないこととし、それ以外の者はこれに従事することを禁止することとあります。

第二に、電気工事の作業に従事する者の資格を追加し、現行の電気工事士を一般用電気工作物に係る電気工事の作業のみに従事できる第二種電気工事士とし、新たに自家用電気工作物に係る電気工事の作業及び一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事できる第一種電気工事士の資格を設けるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事のうち特殊なものに従事できる特種電気工事資格者の資格等について定めることとあります。

第三は、第一種電気工事士に対し、五年ごとの定期講習の受講を義務づけることとあります。

次に、電気工事業務の適正化に関する法律については、第一に、自家用電気工作物のみに係る電気工事業務を営もうとする者に対して、通商産業大臣または都道府県知事への電気工事業務開始の事前通知を義務づけることとあります。

第二に、電気工事業者に対し、自家用電気工作物に係る電気工事については、第一種電気工事士の使用を義務づけるとともに、特殊電気工事については特種電気工事資格者の使用を義務づけることとあります。

次に、法律の施行日及び経過措置については、第一に、法律の施行日を公布の日から一年後とするにとともに、自家用電気工作物の工事に従事する者を第一種電気工事士等に限定すること等については、法施行日から二年間は適用しないこととすることとあります。

第二に、現在、電気工事士の資格を有している者及び十年以上の電気工事の実務経験を有している者について、一定の条件を満たした場合、第一種電気工事士の資格を取得できることとすることとあります。

以上が本案の趣旨及び内容であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(大木浩君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

○矢原秀男君 本改正案は、衆議院における委員長提案によるものでありまして、我が党も賛成の立場をとるものであります。

一つは、電気工事業界は、事業者のほとんどが中小零細事業者でありまして、本改正案はこれらの経営基盤の脆弱な電気工事業者者に対して直接的な影響を与えるものであります。それで、法律の施行に際しましては十分な配慮が必要であらうかと思ひます。こういう点からと、また二点目には、情報化社会の進展に伴い質の高い電気の供給に対して高い信頼性が求められている点から、本改正案がこれら社会の要請や今後の電気保安行政を考へる上で重要なものであるという点から、数点、通産当局の具体的なお考えをお尋ねしてまい

りたいと思います。簡単な答弁で結構でございます。

まず質問の二は、自家用電気工作物の事故についてでございますが、本法案の提案理由説明において、一つは、電気工事二法の規制対象外にあるビル、工場等に設置されている自家用電気工作物において、工事不良を原因とする事故が非常に多発をしております。二番目には、これらの事故は広範囲な停電を誘発しております。特に首都圏では、停電五回ないし七回に一回はこれらの波及事故ということになっているわけでございます。三番目には、高度情報化社会を迎え、質の高い電気供給を必要とする我が国にとって、これらの事故は重大な脅威であろう。等々が述べられているわけでございますけれども、自家用電気工作物の事故の実態的な現況、事故による影響、これを詳しく説明をしていただきたい。

それから、自家用電気工作物の波及事故に対して、本改正案による有資格者による技術の高い工事の施行は、事故の減少に大きく資するものと考えられますけれども、一方では設置者に対する保安指導もまた重要であると思えます。現在どのような指導行政が行われているのかもあわせて伺いたいと思えます。簡潔で結構でございます。

○政府委員(植松敏君) お答えいたします。

ただいま先生から御指摘がございましたとおりでございます。自家用電気工作物の事故の最近の状況を申しますと、年間で大体千三百件から千五百件程度で推移しておりますが、特にこの近年、五年ぐらゐを見ますと、むしろ漸増傾向にあるというのが実態でございます。五十六年度と六十年度を比べますと、この間に三割ぐらゐの増加になっております。しかもこれらの事故のうち、その当該事故を起こしたところだけでなく、近隣の需要家にも停電を生じさせるという、いわゆる波及事故が約九割に及んでおるわけでございます。先生から御指摘ございました全停電事故のうち、五回ないし七回に一回は自家用電気工作物の事故に原因を求められるものが多くなっておりま

す。

その原因といたしましては、工事不良あるいは保守不良、自然現象等いろいろございましてけれども、中でも直接、間接に工事不良によるものと考えられるものが約半数ということになっております。今回の改正法の御提案の御趣旨もそこにあるかと存じますが、今回の法案が施行されますと、工事従事者の技術レベルが向上することにより、工事不良による事故件数が大幅に減少するというのが期待できるのではないかとこのように思っております。

また、最後に御指摘の点でございますけれども、単に工事側だけでなく、工作物を設置しております側の保安につきましても、当然十分な保安に對する配慮、措置が必要でございまして、この点につきましましては従来から工作物を設置しております関係団体、あるいは主任技術者の団体等を通じて、いろいろな形で、研修でございましてとかセミナーをやりましたり、あるいはパンフレットを配付するという形で、工作物を設置しております側の主任技術者等に対する保安レベルのアップにつきましても努力をしている次第でございます。

○矢原秀男君 質問の二は、電気工事二法の改正の業界のメリットについてでございますけれども、今、業者数が約九万、従業者数が約五十万、現行の電気工事士数が約三十万、中小企業の比率は事業者ベースで約九八％、四人以下の零細業者の比率が約六〇％でございます。

本改正案の主たる内容として、一つは、これまで本法律の対象外であった自家用電気工作物の電気工事についても、これを第一種電気工事士等に義務づける。二番目には、それに伴う新たな資格制度の創設等所要の規制を行う。こういう内容になっております。これは電気工事業者に対して新たな規制、新たな資格を求めるものであり、また直接の業務に影響を与えるものでありますから、実施、施行に際しては既存の事業者の権益を損なわないように十分な配慮を求めているわけ

けでございます。

また、電気工事業界では本改正案を積極的に支持していらっしゃる。通産当局は、この支持の理由をどのように受けとめていらっしゃるのか、簡潔で結構です。

○衆議院議員(佐藤信二君) 今、矢原先生御指摘のとおり、本改正案は、自家用電気工作物の電気工事に従事する者に正式に資格を与えるということと、業界の技術力のアップをまず図るということに力点を置いております。

そういうことで、業界の信用が確立されて、また社会的地位が向上するというところで、業界の高度化に資するというところでございまして、そして、このような高度化は、中小企業にとつては、みずからの取引条件を向上させるものとして受注の機会の確保ということが図れるということで、業界のほとんどを占める中小企業は大変歓迎しております。

また最近においては、自家用電気工作物の工事不良に起因する事故というものが多発しておりますので、損害賠償ということが非常に増大化しているというのが業界内でも問題になっております。そういうことで、業界としては、今回の法律改正によって規制体系が整備されて事故が防止されるということにつながれば、大変損失が回避できるということで歓迎しているようにございます。

以上です。

○矢原秀男君 質問の第三は、第一種電気工事士の試験についてでございます。

本改正案によつて新たな第一種電気工事士という資格が誕生することになっておりますが、我が国の自家用電気工作物の設置状況から考えて、どの程度の資格者が当面必要であると見込まれているのか、またその必要な資格者をどのような方法で手当てをしていく方針なのか、こういう点伺います。

○政府委員(植松敏君) まず必要性の方でございますが、最近の動向を見ますと、自家用電気工作物の新設または変更、つまり工事の件数は、新設

で年間約一百万件程度、変更工事が三万五千件程度ではないかというふうに推定いたしております。

したがしまして、全体で四万ないし五百万件程度の工事が自家用電気工作物について行われるという点から申しますと、それに見合う第一種電気工事士が必要になるということになるかと思ひますが、一方現在、今度第二種電気工事士になりますいわゆる電気工事士の数が、実際に働いております方々の有資格者数が約三十万人ということでございます。まして、恐らくこの二年間の経過措置の間に講習を受けて第一種電気工事士の資格も取ろうという方々が約八、九割は出てくるのではないかとこの前後の方々が第一種電気工事士の資格を得るべく講習を受けるのではないかとこのように推測をいたしております。

さらに、試験制度が新たに発足いたしますが、恐らく年間一、二万人程度が新たな試験を受けて第一種電気工事士になって追加されてくるという点から申しますと、ほぼこの一年間に四、五百万の自家用電気工作物の工事に当たる有資格者としては十分ではなからうかというふうに考えております。

○矢原秀男君 最後に一点伺いますが、資格試験の実施主体でございます。

確かにいろいろお話しをしますように、工事士試験の実施状況が五十九年度で約四〇・五％の合格率です。六十年で二五・〇％の合格率で非常に厳しいなと思っておりますけれども、この新しい資格制度への移行に伴い、資格試験の実施主体または経過措置期間における講習の実施主体等が必要と思ひます。この具体案について考えていらっしゃるのか伺つてみたいと思ひます。

また試験や講習の内容、期間、費用等について、これらは受験者に対する明確な方針も考えておかなければいけないし、わかるようにしておかなければいけないと思ひますが、最後に伺つて終わりたいと思ひます。

○政府委員(植松敏君) 御指摘の点でございます

が、まだ具体的に十分詰めてございません。この法律が公布されてから一年後に施行ということになっておりますので、その間に十分な準備を進めてまいりたいと思っております。

まず、試験の点につきましてでございますが、現在も電気工事士につきましては指定試験機関として財団法人の電気技術者試験センターというのがございます。特に試験機関については公正を期さなければならぬという点から、独占的に一財団法人を指定いたしまして、そこに試験を委託するという格好になっておりますが、今度の第一種電気工事士の試験につきましても同様な考え方に立ててやるべきではなからうかというふうに考えております。

一方、講習会でございますが、経過措置の二年間の間に、まず講習をする、それから法施行後五年ごとにまた一定の講習を受けることになっております。この辺の講習の実施主体あるいは講習内容、期間、費用等につきましては、今回の法改正の趣旨を十分踏まえまして、受講者にとって不都合のないよう、一方保安の技術のレベルアップのためにも十分資するよう、両面からよく考え、内容、期間、費用さらに実施主体につきましても検討を急いで、かつ慎重にやっていたいと思っております。

○市川正一君 佐藤委員長、どうも御苦勞様です。

最初に、提案者にお聞きしたいんですが、今回の改正において電気工事二法の対象となる自家用電気工作物すなわち高圧受電設備は、電気事業法の体系で、例えば技術基準、ここに持つてまいりました。あるいはここに設備指針があります。が、こういう定めがあります。これを遵守すれば事故の未然防止は可能であるというふうに私は思うんですが、それをあえて新しく第一種電気工事士の資格を設けた、言うならば積極的意義とは那边にあるんだと、まずお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(佐藤信二君) お答えいたします。今、市川さん言われるように、確かに技術基準を遵守すれば事故が未然に防げるということも言

えると思うんですが、現実問題として事故が多発しているという現状を見ますと、やはり施工のよしあしというものが事故の発生を左右しているというふうに考えざるを得ない、こういうことで、工事段階において工事者サイドを規制することによって万全を期したいということでございます。今回の法の改正は、このような観点から、自家用電気工作物の電気工事第一種電気工事士という正式な資格者を従事させるということで自家用電気工作物の事故防止を図ろうと、こうしておるところでございます。

またもう一つは、やはりこの電気工事業者にとつては第一種電気工事士の使用をまず義務づけるということと、中小工事業者の社会的信用の確立だとか、そして社会的地位の向上ということで受注の機会がふえるというような効果もねらっているわけでございます。

○市川正一君 おっしゃる意味はわかるんですが、どうも決定的なという決め手というか、どうもびしっと決まらぬのですが。

それでは、通産省に伺いたいんですが、電気保安の確保を図るといふ本改正案の趣旨からしますと、経過措置である第一種電気工事士資格を取得するための講習の体制とその内容は、今提案者が御説明されたような立場から見ても極めて重要だと思ふんですが、今、同僚議員からもこれに関して御質問があったんですが、現時点でどういう対策を考えていらっしゃるのか、概念的でなしに、具体的に、しかも簡潔にひとつお答え願います。

○政府委員(植松敏君) なかなか難しい御質問でございますけれども、提案者の委員長からもお話しがございましたように、事故の原因を調べてみますと、自家用電気工作物の事故の約半数が、直接間接に工事側に何らかの落ち度があったものというふうな推定をされておまして、そういう点から、やはり工事側の保安の確保ということが自家用電気工作物の漸増傾向にあります事故を防ぐために重要である。それでは工事側の保安をどうやって確保するか

ということになりますと、高圧で新しいいろいろな電気設備が出てきておりますが、それを高圧受電しながら利用していくという点になりますと、その設置工事自身が従来の一般用電気工作物について課されております電気工事士の技術レベルではなかなかこなし切れないという面があるということも、つとに指摘されている点でございます。その点についてはやはり工事者のレベルアップを図るといふことが必要であらうという認識かと存じます。

ただ一方で、先生御指摘のとおり、単に工事側だけに責任を負わせるのではなく、その設備を設置しております設置者側についても保安意識の高揚が必要なのでございまして、この点につきましては従来から主任技術者の選任義務でございまして、あるいは必要があれば当局の立入検査、改善命令というようなことまで含めて法的な措置は講じつつあるわけございまして、設置者側及び今回の工事者側のレベルアップ、両面、両方相まって自家用電気工作物の事故の件数を減少させることができるのではないかと期待をしておる次第でございます。

○市川正一君 私が質問したのは経過措置の問題でね、提案者の御説明に対する補足の御説明としてはわかりましたが、矢原委員が経過措置の問題について、いわば二年間のことについて御質問になったことに関して申し上げている。

ですから、もう少し立ち入って私の方からお聞きしますと、この二年間に約三十万人の現行電気工事士の講習を実施することになるわけですね。単純計算をいたしますと一カ月に一万二千五百人、一カ所百五十人として八十四カ所必要だと、これはまさに単純算術計算ですが、そしてまた講習の内容も、先端技術も含めて習得するとなると、おさなりの講義を受けるだけでは済みません。一定のやはり実習も必要となる場合も出てくると思ふんです。しかも、このほかに正規の資格試験も実施されるわけでありまして、相当綿密な計画が私必要だと思ふんです。経過措置といえども、

仮にも粗製乱造といったそりを受けないようにすべきです。また一人の、何といいますが、言い方は悪いんですが、落後者とか失格者が出ないようには充実したものにする必要があるということ、そういう立場で通産省はどういうふうになさろうとしていらっしゃるのか、これをお聞きしたかったところです。

○政府委員(植松敏君) ただいまの御指摘の点でございますけれども、経過措置に二年間の経過措置を置かれた趣旨もその辺にあるかと存じます。

受講者数も非常に多くなることが予想されますし、現に従来無規制でございまして、電気工事士の資格のある方あるいはない方が現に自家用電気工作物の工事をしてという実態も無視できないわけございまして、そういう点からこの二年間の経過期間の間に、できれば落後者が少しでも少なくなるように、皆この工事をしておられた方々の技術レベルが上がりまして、そして第一種電気工事士として立派な仕事ができるように、講習の面でも、これはまず講習を受講する場合には、いろいろ現に仕事をしている方々でございしますから、その方々の業務にできるだけ支障を来さないようにする配慮が必要でございしますと思ひます。

また一方で、合格者あるいは資格を取得する人が少ないと、今度は自家用電気工作物の工事の受発注にも支障が生ずるということになるかと思ひますので、趣旨は、できるだけ現に工事に携わっている方々が第一種電気工事士として立派な技術レベルを持つような講習内容にすべく、かつその場所、時期につきましても、できるだけ円滑に行われるように、準備期間中に十分な対応を考えてまいりたいと思っております。

○市川正一君 もう一つ大事な問題は、電気主任技術者の問題だと思ふんです。

自家用電気工作物には、電気事業法に基づいて電気主任技術者を置き、電気設備の保守、保安に当たるとともに、電気工事についても計画の段階

から電気主任技術者が監督するという事になっております。したがって、工事そのものの質を向上させることが重要であるとともに、この電気主任技術者の仕事をまさに実効あらしめるための対策が必要であると思ひますが、通産省、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(植松敏君) 御指摘のとおりでございます。電気主任技術者あるいは設置者側が選任義務があるわけでございますが、設置者の方は電気事業法等におきまして、電気工作物の工事、維持及び運用に關して保安の責任を課せられております。そういった点から申しますと、自家用電気工作物の設置者、またはそこに置かれます電気主任技術者が十分な保安意識を持ち、また保安知識を持って任務に当たることが重要であらうと思ひます。

先ほども申しましたけれども、こういった自家用電気工作物の設置者や電気主任技術者に対して、保安レベルの向上を図るべくいろいろな啓蒙普及活動を実施いたしておる次第でございます。これは、具体的にはそれぞれ関係の団体がございまして、そういったところでセミナー、研修会、講習会等を開催するとか、あるいはいろいろなパンフレットをそういった団体を通じて配布するとかというような形で、技術レベルのアップと同時に保安意識の高揚に努めておる次第でございます。また、それでも不十分な場合には、法に基づきまして立入検査、さらに改善命令等の必要な措置を講ずるといふ体制をしておるわけでございまして、今後ともその点については十分配慮をしていきたいと思ひます。

○市川正一君 その位置づけについて私の指摘したことと同感だとおられたので前へ進めますが、これは波及事故をなくするという点でも極めて重要な意味を持つていふと思ひます。

ここに持ってきたのは、東京通産局の公益事業部の、昭和六十年の管内における自家用電気工作物の事故件数ですが、これによりまして、全部で三百八十二件、そのうち三百二十二件、す

なわち八四%が波及事故になっております。事故を起こしますと大体波及事故になるというのが最近の特徴だと思ひます。

したがって、自家用電気工作物に第一線で責任を負っているのは電気主任技術者でありまして、一般的に言つて、その設置者に雇用されているという場合が多いために、保安面を最優先にした対策がとりづらい立場に置かれておるわけですね。また、委託している場合でも同様のケースが多々ございます。こういう問題に私は具体的に対応する必要がありますと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(植松敏君) まさにそういう点があるのではないかと懸念は常に指摘されている点でございます。先ほども申しましたように、この電気工事業者もそういうことでございまして、単に主任技術者を一方で置くということだけでなく、設置者自身に、つまり使用者に対しても一定の保安の責任を課するという形になっておるわけでございます。

それらを実際に法律で縛りましても十分な実感が上がらないという点があることはいけません。上からいまして、そういう点からは、この電気工作物を設置しております使用者側につきましても十分な保安意識の高揚というところを、それから保安意識の高揚と、両面から設置者側の保安面の向上ということを図っていくべきであらうと思ひます。

○市川正一君 最後に、今回の法改正に關連して、電気保安の原則である保・工分離ですね、この考え方について確認をいたしておきたいんでありますが、つまりこの原則はこれからは堅持していく必要があると思ひます。通産省もその点同じだと思ひますが、今回の電気工事法の改正に当たつて、一部でこの保・工分離の原則に風穴をあけるような動きがあったやに聞いておりますが、通産省はこの保・工分離の原則を貫くという立場をこの機会に明確にしたい。重要な問

題なので、最後に確認をいたしたいと思ひます。○政府委員(植松敏君) 結論だけ申しますと、保・工分離の原則というものは今後も堅持していきたいと思ひます。

ただ、今回の改正の趣旨を拝察いたしますと、中小ビル等における大型エアコンの普及でございますが、従来一般用の電気工作物に該当するような分野、つまり中小ビル、中小企業、そういったところで必ずしも設置者側に十分な保安の知識を、過度の加重した要求をいたしてもなかなか保安が十分保たれない面もある。一方で調べてみますと、工事の面で工事不良を直接間接の原因にいたしまして事故が起つておるということも無視できないという点から、やはりこういった分野につきましましては電気工事を行う側にも規制を、充実に図っていくことが必要であらうということ、今回の改正案が出されたというふうに私も承知いたしておりますが、その点この保・工分離原則というものは一応切り離して、今後とも保・工分離と申しますか、保守管理側の保安意識の高揚ということについては従来どおり堅持してまいりたいと思ひます。

○市川正一君 保・工分離の原則は貫く、堅持するというところでですね。○政府委員(植松敏君) さようでございます。○市川正一君 終わります。

○委員長(大木清君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大木清君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大木清君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大木清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

七月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、円高不況及び雇用不安対策に関する請願

(第二五二号)

第二五二号 昭和六十二年七月十六日受理

円高不況及び雇用不安対策に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 田代由紀男君

今日の円高不況は、その深刻さが地方都市にまで及んでおり、その対策と雇用問題が政治、経済問題化している。特に、三井三池炭鉱、東海カーボンの合理化問題はもとより、その他、熊本県内の中小企業全般にわたつて、経営困難及び雇用不安を発生せしめており、これは、一企業の経営努力のみでは到底解決することのできない限界にきていた。この解決を図るためには、政治と行政が一体となつた政治的解決以外に手法を見出せない状況にある。ついでには、かかる現状を認識し、雇用の安定と地域経済の振興を図るため、次の事項について実現を図られたい。

一、円高不況に対応する経営指導を徹底すること。

二、円高不況に対応する融資制度を充実すること。

三、企業がやむなく合理化を行う場合は、雇用

問題に十分配慮するよう指導すること。
四、産業の地方への分散化を進めること。

七月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、電気工事士法及び電気工事業務の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

電気工事士法及び電気工事業務の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

電気工事士法及び電気工事業務の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(電気工事士法の一部改正)

第一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一般電気工事」の下に「又は自家用電気工事」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「自家用電気工事」とは、電気事業法第六十六条第二項に規定する自家用電気工事(発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物(同法第二条第七項に規定する電気工作物をいう。)の集合体をいう。)その他の通商産業省令で定めるものを除く。)をいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

第三条の見出しを「(電気工事士等)」に改め、同条中「電気工事士免状」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状」に、「電気工事士」を「第二種電気工事士」に、「電気工事」を「一般電気工作物に係る電気工事」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項と

して次の一項を加える。

第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第一種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

第三条に次の二項を加える。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」という。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める簡易なもの(以下「簡易電気工事」という。)については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定電気工事従事者」という。)は、その作業に従事することができる。

第四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「行なわれない」を「行わない」に改め、同項第一号中「返納」の下に「又は次条第六項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に改め、同項第一号中「電気工事士試験」を「第二種電気工事士試験」に改め、同項第二号中「電気工事士」を「第二種電気工事士」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に

該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、通商産業省令で定める電気に関する工事に

関し通商産業省令で定める実務の経験を有する者

二 通商産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

第四条に第一項として次の一項を加える。

電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証)

第四条の二 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、通商産業大臣が交付する。

2 特種電気工事資格者認定証の交付は、特種電気工事の種類ごとにを行うものとする。

3 特種電気工事資格者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、当該特種電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

4 認定電気工事従事者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

5 通商産業大臣は、前条第五項各号の一に該当する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないことができる。

6 通商産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第二十八条第一項の規定に違反したときは、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。

7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第一種電気工事士の講習)

第四条の三 第一種電気工事士は、通商産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

第五条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条第一項中「電気工事士」の下に「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、「電気工事」を「一般電気工作物に係る電気工事」に、「電気事業法」を「電気事業法」に改め、「技術基準」の下に「自家用電気工作物に係る電気工事の作業(第三条第一項及び第三項の通商産業省令で定める作業を除く。)に従事するときは同法第七十四条第二項において準用する同法第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準」を加え、同条第二項中「電気工事士」を「電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」に、「電気工事」を「前項の電気工事」に改め、「電気工事士免状」の下に「特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証」を加える。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「電気工事士試験は、」を「第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に關して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

第八条中「電気工事士」の下に、「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を、「第三十四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

返納しなかつた者
(電気工業業務の適正化に関する法律の一部改正)
第二条 電気工業業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「電気工事士」の下に、「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加える。

第十条第一項中「電気工事士免状」の下に、「特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証」を加え、同条第二項中「通商産業大臣が行う電気工事士試験を受けようとする者」の下に「又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者」を加える。

第一条中「登録」を「登録等」に改める。
「行なう」を「行う」に改め、「一般用電気工作物」の下に「及び自家用電気工作物」を加える。

第十二条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、「処分」の下に「又は第四項の二第六項の規定による通商産業大臣の処分」を加え、「審査請求が」「審査請求又は異議申立てが」に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条第二項ただし書の政令で定める軽微な「を」付随して「行う」に改め、同条第三項中「おいて」の下に「登録電気工事業者」とは次条第一項又は第三項の登録を受けた者を、「通知電気工事業者」とは第十七条の二第一項の規定による通知を受けた者を、「を」加え、「第三条第一項又は第三項の登録を受けた者」を「登録電気工事業者及び通知電気工事業者」に改め、同条第四項を次のように改める。

(権限の委任)
第十二条の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

4 この法律において「第一種電気工事士」とは電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

第十四条中「第三条」を「第三条第一項、第二項又は第三項」に改める。
第十六条第一号中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第二条第一項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。

二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を

「第二章 登録」を「第二章 登録等」に改める。

第三条第一項中「営もうとする者」の下に「(第十七条の二第一項に規定する者を除く。第三項において同じ。)」を、「区域内に営業所」の下に「(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第四条第一項第二号中「場所」の下に「並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類」を加え、同項第四号中「及びその者」を「並びにその者」に改め、「電気工事士免状」の下に「種類及び」を加える。

第五条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。
第六条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同項第三号中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第四号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条から第十一条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。
第十二条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「を」を「汚し」に改める。
第十三条から第十五条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第十六条の見出し中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条中「電気工事業者に関する電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者に関する登録電気工事業者登録簿」に改める。
第十七条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(自家用電気工事のみに係る電気工事業者の開

都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは通商産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 通商産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業者を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

3 都道府県知事に第一項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合において通商産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を従前の同項の規定による通知をした都道府県知事に通知しなければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。
二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

4 第十条第一項の規定は第一項の規定による通知に係る事項に変更があつた場合に、第十条の規定は通知電気工事業者が電気工事業者を廃止した場合に準用する。この場合において、第十条第一項及び第十一條中「その登録をした」とあるのは「第十七条の二第一項の規定による通知をした」と、届け出なければならない」と読み替へるものとする。
(事業開始の延期等の勧告)
第十七条の三 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第六条第一

項第一号から第五号までの一に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないおそれが明らかであると認めるときは、その者に對し、その事業を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十八条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、「様式」の下に「第十七条の二第一項の規定による通知の系統」を、「その他登録」の下に「又は同項の規定による通知」を加える。

第十九条第一項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「一般電気工作物に係る電気工事（以下「一般電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）に、「その業務に係る電気工事」を「当該業務に係る一般電気工事」に改め、「管理させるため」の下に「第一種電気工事又は」を加え、「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士であつて」を「第二種電気工事士であつて」に改め、同条第二項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、「役員」が「の下に「第一種電気工事士又は」を加え、「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士である」を「第二種電気工事士である」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 営業所が特定営業所となつたとき。
第二十条第一項中「電気工事による」を「一般電気工事による」に、「電気工事の」を「一般電気工事の」に、「行なわなければならない」を「行ななければならない」に改め、同条第二項中「電気工事の」を「一般電気工事の」に、「行なう」に改める。

第二十一条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「電気工事士」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般電気工事の」に、「第三条」を「第三条第二項」に改め、「以下同じ」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

電気工事業者は、その業務に關し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事（特殊電気工事（電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事をいう。第三項において同じ。）を除く。）の作業（同条第一項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

第二十一条に次の二項を加える。
3 電気工事業者は、その業務に關し、特殊電気工事資格者（電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事資格者をいう。）でない者を当該特殊電気工事の作業（同項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。
4 電気工事業者は、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従業者（電気工事士法第三条第四項に規定する認定電気工事従業者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができる。

第二十二條の見出しを「（電気工事を請け負わせることの制限）」に改め、同条中「電気工事を」の下に「当該電気工事に係る電気工事業を営む」を加える。
第二十七條第一項中「電気工事業者が」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七條の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第二項中「電気工事業者であつて」を「登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第十七條の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業

者であつて」に、「行なう」を「行う」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第三項中「電気工事業者の登録をした」を「登録電気工事業者の登録をし又は当該通知電気工事業者に係る第十七條の二第一項の規定による通知を受けた」に改める。

第二十八條第一項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第三号中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に、「第一項の規定により」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、これらに第十七條の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができ
一 第六條第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。
二 第十七條の二第四項において準用する第十條第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
三 第二十一条第一項若しくは第三項又は第二十二條の規定に違反したとき。
四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十九條第一項中「受けた者」の下に「及び通商産業大臣に第十七條の二第一項の規定による通知をした者」を加える。
第三十條第一項中「第二十八條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「行なわなければならない」を「行ななければならない」に改める。
第三十二条第一項第五号及び第六号中「電気

工事業業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。
第三十三條中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七條の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者」に改める。
第三十四條第二項中「営むもの」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「同項」を「前項」に、「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同条第四項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「開発したとき」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、「又は電気工事業」を「又は当該電気工事業」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する者は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。
第三十四條第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、通商産業大臣又は都道府県知事に第十七條の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。
第三十六條第三号中「第二十八條第一項」の下に「又は第二項」を加える。
第三十七條第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二項又は第三項」に、「電気工事」を「自家用電気工事の作業又は一般電気工事」に改め、同条第二号中「電気工事業者でない者」を「電気工事業」に改める。
第四十條第一号中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改め、同条第二号中「第二十

七

八条第三項を「第二十八条第四項」に改め、同条第四項を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第一項、同条第四項において準用する第十条第一項又は第三十四条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第四十二号中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第十一条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(電気工事士法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気工事士法(以下「新電気工事士法」という。)第三条第一項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二年間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の電気工事士法(以下「旧電気工事士法」という。)第四条第一項の規定により交付された電気工事士免状は、新電気工事士法第四條第二項の規定により交付された第二種電気工事士免状とみなす。

第四条 旧電気工事士法第六條第一項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事士法第六條第一項に規定する第二種電気工事士試験に合格した者とみなす。

第五条 旧電気工事士法第四條第二項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新電気工事士法第四條第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第六条 旧電気工事士法第四條第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気に関する工事に關し三年以上の実務の経験を有する者又は当該電気に関する工事に關し十年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して二年を経過する日までの間に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物(新電気工事士法第二條第二項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。)の保安に關する講習を修了したものは、新電気工事士法第四條第三項第一号に該當する者とみなす。

第七条 旧電気工事士法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事士法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の電気工事業務の適正化に関する法律(以下「新電気工事業務法」という。)第二十一條第一項及び第三項の規定は、施行日から二年間は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気工事業務の適正化に関する法律(以下「旧電気工事業務法」という。)第三條第一項又は第三項の登録を受けている者は、新電気工事業務法第四條第一項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物(新電気工事業務法第二條第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。)に係る電気工事(同条第一項に規定する電気工事をいう。以下同じ。)である旨及び新電気工事業務法第四條第一項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状(新電気工事士法第四條第一項に規定する第二種電気工事士免状をいう。)である旨の新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなされる者に係る同条第二項の規定の適用については、その者が旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けた日に新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

3 旧電気工事業務法の規定による電気工事業者登録簿は、新電気工事業務法の規定による登録電気工事業者登録簿とみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けている者であつて自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)に係る電気工事業務(新電気工事業務法第二條第二項に規定する電気工事業務をいう。以下同じ。)を行う営業所(新電気工事業務法第三條第一項に規定する営業所をいう。以下同じ。)を有しているもの(次条第一項に規定する者を除く。)については、新電気工事業務法第四條第一項第二号に掲げる事項に変更があつたものとみなして新電気工事業務法第十條第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から六月以内」とする。

第十一条 この法律の施行の際現に旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の都道府県知事の登録を受けている者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業務を行う営業所を当該都道府県以外の都道府県の区域内に有しているものは、施行日から六月間は、新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けなくても、引き続きその電気工事業務を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により同項に規定する者が引き続き電気工事業務を営むことができる間は、その者に係る旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の都道府県知事の登録は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者が新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

4 第一項に規定する者は、新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業務を営んでいる者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二條第三項に規定する建設業者(次条において「建設業者」という。)であつて当該電気工事業務を営んでいるものを除く。)は、施行日から六月間は、新電気工事業務法第十七條の二第一項の規定による通知をしないでも、引き続きその電気工事業務を営むことができる。

2 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項に規定する期間内に、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営んでいるときは通商産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営んでいるときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知をした者は、新電気工事業務法第十七條の二第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に通知をした者とみなす。

ればならない。

2 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる建設業者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第十四条 旧電気工事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事業法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第十二条第二項又は附則第十三条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二 附則第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十六条 附則第十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

(電気用品取締法の一部改正)。

第十七条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「又は電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)第三条に規定する電気工事士」を「電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者」に改める。

七月三十日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は七月二十九日)

一、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

七月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭産業及び造船業の安定と雇用の確保並びに特定不況地域の振興に関する請願(第二九八号)

一、円高不況対策の充実強化に関する請願(第三〇〇号)

第二九八号 昭和六十二年七月十七日受理

石炭産業及び造船業の安定と雇用の確保並びに特定不況地域の振興に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 守住 有信君

昭和六十二年度から昭和六十六年度に向けて縮小、閉山を目指した第八次石炭政策は、二十万トンの出炭ベースを一万トんに押さえ、貿易摩擦解消にも役立たせようとするものであるが、この政策が実施されると、多数の石炭鉱山が閉山若しくは大幅な縮小を余儀なくされ、九州においても、さらに閉山となつた三菱石炭鉱業高島鉱業所に続いて、さらに数鉱山の閉山が予想される。熊本県城北地域に位置する三井石炭鉱業三池鉱業所も生産規模の縮小を行い、四山鉱を三川鉱に吸収合併する旨の提案をしている。また、同地域に位置する日立造船有明工場についても、海運不況の長期化、新興工業国の台頭、田相場の高騰等で新造船の受注が激減し、船舶が低落するなどの経営環境の悪化と、生産体制を縮小するとして海運造船合理化審議会の答申を受けた国の政策の下で、二次にわたる大幅な事業規模の縮小と大量の人員削減等の合理化を実施したこと、地域の経済、雇用等に著しい影響を与えている。特に、石炭、造船の町として存続を保つてきた荒尾市及び長洲町等においては、アルミ、金属等の産業における深刻な経済不況に加え、正に地方自治体の存立さえ危

うされる今日の状態となつてい。ついで、石炭産業及び造船業の安定と産炭地域及び特定不況地域である荒尾市、長洲町の振興、再開発について次の措置を講ぜられたい。

一、エネルギー政策における国内炭の位置づけを明確にするとともに、国内炭需要の確保及び政府助成による現存炭鉱の操業の長期安定を可能とする政策を確立すること。

二、石炭産業及び造船業が地域社会に及ぼす影響を考慮し、雇用確保のための再開発事業の推進、地場産業の育成強化、企業誘致、地域振興等の施策に対する指導、助成措置を強化すること。

三、炭鉱離職者及び造船離職者等の雇用対策について一層の強化を図ること。

四、石炭及び造船の関連下請中小企業に対する助成の強化を図ること。

五、現在、計画構想されている九州アジアランドを早急に具体化し、地元民の期待に沿う施設として、かつ、離職者優先雇用の場としてその役割を果たすことができるよう特段の配慮をすること。

第三〇〇号 昭和六十二年七月十八日受理

円高不況対策の充実強化に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八

永田悦雄

紹介議員 守住 有信君

一昨年から続いている急激な円高は、本年四月には一ドルが一時百三十四円に突入した。このような、著しい円高の下で、我が国経済はかつてない円高不況に陥り、輸出関連産業、構造不況産業はもちろ、産業全般が深刻な打撃を受け、地域経済も窮地に立たされている。そこで、昭和六十二年度予算では、円高不況を克服するための内需拡大策を中心とした新経済対策を進めているが、雇用対策や中小企業対策については必ずしも十分とは言えない。このまま推移すれば、円高不況は更に深刻化し、失業、倒産も更に増加することが

懸念され、対外経済摩擦も激化することが予想される。ついで、円高不況を克服し、特に厳しい状況に追い込まれている雇用問題等の解決を図るため、これまでの緊縮財政を積極財政に転換することを明確にし、強力な中小企業対策、地域産業対策等を実施されたい。

第百八回国会商工委員会会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 二 八 石炭

石炭

昭和六十二年八月二十五日印刷

昭和六十二年八月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局